

松原市マンション管理適正化推進計画
(計画期間：令和5年7月1日～令和15年3月31日)

令和5年7月1日

1. マンションの管理の適正化に関する目標

松原市内において、今後高経年のマンションが急増することが予想されることを踏まえ、長寿命化改修に重点をおいてマンションの管理適正化を進めることとする。

2. マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

松原市内におけるマンションの管理状況を把握するため、計画期間内に外観目視調査や管理組合へのアンケート調査等の実態調査を実施する。

3. マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンション管理適正化法に基づき、管理計画の認定事務を実施する。

また、必要に応じて管理組合の管理者等に対し、同法に基づき、助言・指導等を行う。

4. 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針(松原市マンション管理適正化指針)に関する事項

松原市内におけるマンション管理の適正化に関する指針については、国のマンション管理適正化指針を準用することとする。

5. マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市窓口やホームページ等を通じて、普及・啓発を進める。

6. 計画期間

令和5年7月1日から令和15年3月31日までの約10年間とする。

ただし、計画期間内に実施する実態調査や社会情勢の変化、関連する計画との整合性などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討する。